

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



# 福島県報

## 目次

### 告示

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件

五三

○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件

五三

○生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件

五三

○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件

五三

## 告示

### 福島県告示第五百六十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県生活環境部環境保全総室一般廃棄物課、福島県相双地方振興局環境部環境課及び浪江町住民生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月十二日

福島県知事 佐藤雄平

### 一 指定する区域

双葉郡浪江町大字室原字朴迫二十番十六の一部、二十番十七の一部、二十二番の一部、三十一番三の一部及び四十番二の一部

### 二 指定する区域の埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十二条の三十一第一二号に規定する埋立地

(一般廃棄物課)

### 福島県告示第五百六十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年八月十二日

福島県知事 佐藤雄平

名称	所在地	指定年月日
池田皮膚科クリニック	伊達市保原町上保原字中ノ台四―二〇	平成二〇年六月一六日
さいとう皮膚科医院	相馬市塚ノ町一丁目二―三	同 年 六月五日
こしば歯科医院	会津若松市古川町五―一	同 年 六月一日
コスモ調剤薬局南沢又店	福島市南沢又字前田一七―三	同 年 六月一六日
そよ風薬局相馬店	相馬市新沼字坪ヶ迫一三五―七	同 年 六月一六日
中央薬局伊達店	伊達市保原町上保原字中ノ台四―二二	同 年 六月一六日

(社会福祉課)

### 福島県告示第五百六十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十年八月十二日

福島県知事 佐藤雄平

名称	所在地	
	変更前	変更後
本間薬局	福島市笹木野字水口下二五―一四	福島市笹木野字水口下二五―一六

福島県告示第五百六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。  
平成二十年八月十二日

（社会福祉課）

名 称 所在地 福島県知事 佐藤 雄平  
廃止年月日  
本内歯科医院 須賀川市弘法垣四〇―一二 平成二〇年

コスモ調剤薬局吉倉店 福島市吉倉字吉田七〇―四 同 年  
五月二日

そよ風薬局相馬店 相馬市新沼字坪ヶ迫一三五―七 同 年  
（社会福祉課）

福島県告示第五百六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。  
平成二十年八月十二日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称 所在地 休止年月日  
信循環器科内科クリニック 会津若松市花畑東三―三二 平成二〇年

二瓶歯科医院 喜多方市山都町字墓ノ後四五七 同 年  
七月一日

あけぼの薬局新白河店 白河市豊地弥次郎九一―一 同 年  
五月三十一日  
（社会福祉課）

福島県告示第五百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条で準用する同法第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道

整復師を次のとおり指定した。  
平成二十年八月十二日

氏名 住所 福島県知事 佐藤 雄平  
指定年月日

菅野英春 伊達郡川俣町字寺久 春接骨院 福島市西中央五丁目三 平成二〇年  
保八七―二 三―二グランソレイユ 六月二三日  
西中央一〇―二

鈴木習文 二本松市小浜字反町 すぎき鍼灸 二本松市表一丁目四八 同 年  
六〇―一 接骨院 六―一 七月一日  
（社会福祉課）

福島県告示第五百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、西郷南部地区に係る県営農村地域環境保全整備事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十年八月十二日

一 縦覧に供する書類 福島県知事 佐藤 雄平  
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間 平成二十年八月十三日から（二十日間）  
同 年九月一日まで

三 縦覧の場所 西白河郡西郷村役場  
（農村計画課）

福島県告示第五百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十年八月十二日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福島県知事 佐藤 雄平  
一 一の三八

二 保安林として指定された目的 伊達市月舘町月舘字北ノ沢山一の一の三〇、一の三一、一の三四、一の三五、  
水源のかん養

三 変更後の指定施業要件  
（一）立木の伐採方法

公 告

公告第四百三十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年八月十二日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十年八月一日
- 二 名称  
特定非営利活動法人こころのさと
- 三 代表者の氏名  
永峯 喜代江
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県会津若松市石堂町六番三十号

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐その他特別の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採方法
  - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐その他特別の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。)  
(治山対策課)

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者に対し、保健および福祉の増進に関する事業等を通じ、世代間の交流や環境に優しい生活で生きていく喜びや共にいる幸せを感じ、健康で安らかな生活を営むことのできる地域社会に寄与することを目的とする。  
(文化振興課)

公告第四百三十四号

登記事務業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。）第六十七條の六第一項及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。）第二百四十六條第一項の規定により公告する。  
平成二十年八月十二日

福島県農業総合センター 岡 三徳

- 一 入札に付する事項
  - 1 件名及び数量 登記事務業務の委託 一式
  - 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 契約締結の日から九十日間
  - 4 履行場所 福島県西白河郡矢吹町八幡町及び文京町地内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
  - 1 施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 次のア及びイに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。
    - ア 土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人にあっては、福島県土地家屋調査士会の会員であること。
    - イ 社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会にあっては、社団法人福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。
  - 3 平成十八年度及び平成十九年度において、それぞれ調査及び測量を伴う登記業務の実績が十件以上ある者であること。
- 三 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、二の2及び3に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
  - 1 提出期間 平成二十年八月十二日（火）から同月二十日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで
  - 2 提出場所 郵便番号九六九一〇二九二  
福島県西白河郡矢吹町一本木四四六番地一  
福島県農業総合センター 農業短期大学校  
電話番号〇二四八―四二―四一一

3 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法によるものとし、平成二十年八月二十日（水）午後五時まで必着とする。

四 契約条項等を示す場所等

1 契約条項等を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先 三の2に掲げる場所に同じ

2 入札及び開札の日時 平成二十年八月二十八日（木）午前十時

3 入札及び開札の場所 福島県農業総合センター農業短期大学校会議室（福島県西白河郡矢吹町一本木四四六番地一）

4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九条第一号及び第二号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならぬ。ただし、財務規則第二百二十九条第一号各号に該当する場合には、入札者に要求される事項

六 この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に、福島県農業総合センター所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

（農業短期大学校）

公告第四百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十年八月十二日

土地改良区の名称  
白河市土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所

理事 菅原 修一 白河市白坂石阿弥陀二五九番地

（農村計画課）

公告第四百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成二十年八月十二日

土地改良事業を行 地区名 土地改良事業 福島県知事 佐藤 雄平  
つた者の名称 業の種類 施行認可年月日 工事の完了年月日

安積疏水土地改良 久留米 基盤整備促進 平成一三年二月九 平成二〇年四月二  
区 （農業用用排水施設） 日 ○日

田村市 作 基盤整備促進 平成一三年九月六 平成二〇年三月二  
（農業用用排水施設） 日 四日

同 西戸 基盤整備促進 平成一二年二月一 平成二〇年二月二  
（農道） 八日 六日  
（農村計画課）